

香芝市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年1月25日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

教育部（文化財課）

第4 監査の実施期間

令和4年10月26日から令和4年11月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) シルバー人材センターとの随意契約においては、香芝市契約規則第16条第3項第2号及び第3号の規定により、契約前に契約内容、契約相手方の決定方法及

び選定基準等を、契約締結後に、契約相手方の名称や契約の相手方とした理由等を公表することになっている。

尼寺廃寺跡史跡公園の除草作業業務の委託契約について、当業務は公益社団法人香芝市シルバー人材センターに業務委託されているが、香芝市契約規則に基づく前記の公表はなされていなかった。

については、未だ公表されていない当該契約については公表するとともに、今後において、同様の契約を行う場合は、公表手続に遺漏のないよう努められたい。

- (2) 尼寺廃寺跡史跡公園駐車場の開閉及び清掃業務の委託契約について、仕様書に業務内容が具体的に記載されていなかったため、委託業務内容が不明確であった。また、契約金額についても、契約書上に委託料の総額が明記されているにもかかわらず、作業回数による単価も記載されているため、委託料の支払い金額が不明瞭で、その他支払請求方法についても具体的な明記がなされていなかった。

業務内容については、具体的に仕様書に明記し、また委託料の支払い金額や支払請求方法についても、齟齬が生じることがないように明瞭かつ具体的に契約書に明記されたい。

- (3) 現在指定管理者により管理されている香芝市二上山博物館について、その管理経費としての修繕費用や備品購入費用は、基本協定書の規定により、その他の経費と分け隔てて精算報告することになっているが、当初より修繕費用や備品購入費用が指定管理者の収支計画書に計上されていなかった。

修繕費用は発生する可能性が高く、また、備品についても予算措置する必要性がないのかなど、所管課においては指定管理者から提出された収支計画書を十分に精査され、指定管理者に適切に業務を実施させるべく指示・指導に努められたい。